

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(令和3年1月1日改正)

社会福祉法人 桂の泉

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桂の泉（以下「この法人」という。）の定款第9条及び23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）、手数料等であつて、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 非常勤役員及び評議員は、理事会及び評議員会への出席等に係る職務執行の対価として報酬を支給する。報酬額は、「別表1」のとおりとする。

- 2 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

### (費用弁償額の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

- 2 費用弁償額は、「別表2」のとおりとする。

### (報酬等の支給日)

第5条 非常勤役員及び評議員に支払う報酬は、毎年度最初に開催される理事会又は評議員会の日に支給する。

### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

**(公 表)**

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改 廃)**

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

**附 則**

1. この規程は平成29年6月23日(評議員会議決日)から施行する。  
ただし、第4条(費用弁償額の支給)は平成29年4月1日から適用し、第3条第1項(報酬等の支給)は、平成29年7月1日から適用する。
2. この規程は令和2年12月7日(評議員会議決日)から改正し、令和3年1月1日から適用する。

別表1 非常勤役員及び評議員の報酬額

役職名	報酬の額
非常勤理事	1人 年額 15,000円
非常勤監事	1人 年額 30,000円
評議員	1人 年額 10,000円

別表2 費用弁償額

事項	費用弁償額
出張	職員旅費規程による
その他の職務執行必要経費 (研修会参加費、資料代等)	職務執行に必要な額